運動型通所サービス 運営の手引き

く目次>

I. 運動型通所サービスについて ・・・P2
II. サービス提供の流れ
II-1 概要図 ・・・P3
II-2 いきいき支援センターが行うこと ・・・P4
II-3 サービス提供事業者が行うこと ・・・P7
III. 利用期間について ・・・P11
IV. 報酬単価について ・・・P12

<名古屋市の総合事業に関する情報>

最新情報や各種資料等は「NAGOYAかいごネット(事業者向け)」に掲載されています。制度改正のご案内等を随時実施しておりますので、定期的にご確認ください。

NAGOYAかいごネット(事業者向け)

- トップページ https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/
 - →最新情報はトップページの「新着情報」をご確認ください。
- ▶ 総合事業・いきいき支援センター関係
 - →各種様式は「総合事業・いきいき支援センター関係」>「ミニデイ型・運動型通所 サービス」をご確認ください。

<関係要綱・要領>

- 名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱
- ・名古屋市運動型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領
- ・名古屋市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領

お問合せ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸 1-1

名古屋市健康福祉局高齢福祉課

Tel: 052-972-2540 Email: a2540@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

I. 運動型通所サービスについて

<趣旨>

利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

また、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が運動の習慣化を図り、サービス終了後も主体的・継続的に介護予防に取り組めるよう働きかけることにより、できる限り要介護 状態とならず、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

くサービスの内容>

運動型通所サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援 サービスの通所サービスとして位置付けられています。

事業所において、転倒予防や足腰の筋力保持のため、自宅でもできる軽い運動や体操等 を行います。

サービスの提供時間は、1回あたり1時間から1時間半程度であり、週1回を原則6か月利用いただくサービスです。

<対象者>

以下の者のうち、ケアマネジメントにおいて本サービスの必要性が認められる者

- ・いきいき支援センター等が実施する基本チェックリストにおいて、介護予防・生活支援 サービス事業対象者と判定された方(以下「事業対象者」という。)
- ・要支援1、2の方

く事業者>

市が指定する運動型通所サービスを提供する事業者

(市に指定申請を行い、審査の後、指定を受けた事業者)

- ※ 要件については「介護保険事業者指定申請の手引き」をご確認ください。
- ※ 指定には有効期間があり、原則6年ごとの更新手続きが必要です。

<費用>

利用者がサービス費用の1割、2割又は3割を負担し、残りの9割、8割又は7割は介護保険による給付(サービス費用(報酬及び加算)は、12ページ参照)。

く送迎について>

運動型通所サービスは、利用者自身で事業所に通える方の利用を想定しており、送迎サービスについては報酬に含まれていません。なお、事業者の判断で送迎を実施することを妨げるものではありませんが、利用者から送迎にかかる費用を徴収することはできません(道路運送法に抵触する可能性があります。)。

Ⅱ.サービス提供の流れ

Ⅱ-1 概要図

利用者	いきいき支援センター (ケアマネジャー)	サービス提供事業者
□利用希望 ——————	▶□利用者との契約	
	□アセスメント	
	□「ケアマネジメント結果等	
	記録」原案作成及び関係者と	
□内容確認 ◀	⁻の連絡・調整等 ──	□内容確認・受け入れ承諾
	↓	
□「ケアマネジメント結果等◀	- □「ケアマネジメント結果等-	
記録」(写)受領	記録」の確定・交付(第7表、	□「ケアマネジメント結果等
	第8表も交付) ▶	記録」(写)受領
		□利用対象者の確認
□契約締結 ◀───		-□契約締結
□支援計画(写)受領 ◆——		□支援計画作成
	□支援計画(写)受領	├
		□事前アセスメント
□サービス利用 ◆		□サービス提供・記録
		↓
	□事業者からの報告受ける◆	-□月1回以上状況報告
□利用者負担分支払 ◆		□利用料請求(保険分は国保連へ)
		▼
	□継続判断◀	-□3か月に1回中間アセスメ
		ント、基本チェックリスト送
の		付
場		
	□「ケアマネジメント結果等	□3 か月に1回中間アセスメ `
□内容確認 ◆	-記録」の期間及び関係者との	ント、基本チェックリストを
	共有日を更新し、交付(第7	継続
	表、第8表も交付) ———	▶□内容確認
	□事業者から報告を受ける◆	├□月1回以上状況報告
□状況確認を受ける◆	-□6か月に1回は利用者へ状	
	況確認(訪問・電話等)	
	(利用期間の終了等で)サービスが終了	
	□「振り返り」を実施	□事後アセスメント

Ⅱ-2 いきいき支援センターが行うこと

本書はケアマネジメントBを想定して記載しています。いきいき支援センターが居宅介護支援事業者に委託して実施する場合や指定介護予防支援事業者が実施する場合は、該当部分を適宜読み替えるとともに、NAGOYAかいごネット掲載の「介護予防支援ケアマネジメント業務の流れ」をご参照ください。

(1) 利用者との契約・アセスメントの実施

対象者に重要事項、個人情報使用について説明し、同意を得て契約を締結します。 アセスメントを実施し、利用者の状況や課題等を確認します。なお、アセスメントは 原則として居宅訪問のうえで行います(いきいき支援センターの窓口で実施する場合も あります)。

く作成書類>

- 介護予防支援/第1号介護予防支援重要事項説明書(兼契約書)
- ・介護予防サービス計画作成届出書
- 要介護認定等の資料提供に係る申出書
- ・わたしのカルテ
- ・基本チェックリスト (わたしのカルテ裏面)

(2) 「ケアマネジメント結果等記録」原案の作成及び関係者との連絡・調整等

対象者が目標とする生活等を踏まえたうえで、目標を達成するために行うべき支援内容 及びその期間等を記載した「ケアマネジメント結果等記録」原案を作成します。作成した 原案の内容を利用者、サービス事業所、主治医等に共有し、必要に応じて意見等をもらい ながら修正します(事業対象者で主治医が不在の方は、医師への情報共有は不要です)。ま た、第7表、第8表も原案を作成していきます。

く作成書類>

- ・ケアマネジメント結果等記録【原案】
- ・介護予防サービス利用票・提供票(兼介護予防サービス計画)(第7表)【原案】
- ・介護予防サービス利用票・提供票別表(第8表)【原案】

(3) 「ケアマネジメント結果等記録」の確定・交付

利用者及びサービス事業所等の関係者との調整を経て確定したケアマネジメント結果等記録、第7表、第8表の写しを利用者へ交付します。事業者には、利用者から持参してもらったり、利用者の同意を得た上で、いきいき支援センターから送付したりして交付します。なお、第7表、第8表の写しを交付する際は、ケアマネジメント結果等記録で計画している期間内の分としてください。

く作成書類>

- ・ケアマネジメント結果等記録【確定版】※「関係者との連絡・調整等」の共有した日付欄を記入
- ・介護予防サービス利用票・提供票(兼介護予防サービス計画)(第7表)【確定版】
- ・介護予防サービス利用票・提供票別表(第8表)【確定版】

(4) 状況確認

サービス開始後は事業者から利用者の状況等について報告を受け(1 か月に 1 回以上)、利用者の状況を確認し、経過記録に記載します。利用者に対しては、6 か月に 1 回以上、訪問・電話等で状況を確認し、経過記録に記載します。

く作成書類>

- 経過記録
- ·第7表、第8表(利用実績記入)
- ·報酬請求書類(給付管理票、請求明細書)

(5) 継続判断(詳細は11ページ参照)

事業者が3か月ごとに行う基本チェックリストの内容を参考に、サービス継続の判断を し、利用者及び事業者に報告します。利用を継続する場合、ケアマネジメント結果等記録 の期間を変更するとともに、更新後の期間分の第7表、第8表を作成し、利用者に説明し て同意を得ます(訪問・電話等)。同意を得た日付と確認方法を経過記録に記入します。

<留意点>

- 残りのサービス利用期間が 3 か月間もしくは 6 か月間となるように延長期間を決めてください。
- 利用者の欠席等により、基本チェックリストの利用期間中の取得が間に合わない場合は、その他の情報(前回の基本チェックリスト等)から利用継続の判断をします。

く作成書類>

- ケアマネジメント結果等記録(期間と共有日付を見え消し等で更新)
- ・更新後の期間分の第7表、第8表
- ※いきいき支援センターが居宅介護支援事業者に委託して実施する場合、いきいき支援 センターに第7表の写しを送付します。

(6) 振り返り

サービス終了時には、利用を振り返って、その内容を経過記録に記載します。

く作成書類>

• 経過記録

(7) サービス終了後について

運動型通所サービスは、原則6か月間で、運動機能の維持向上を図り、運動習慣を身につけていただき、サービス終了後に状態の改善された方については、地域の高齢者サロン等の住民主体の通いの場を通じて運動等をしていただくなど平素の日常生活の中で自主的・継続的な介護予防活動につなげてもらうことを目標としています。

利用者のサービス利用期間の終了にあたっては、サービス事業者と連携し、サービス 提供時における利用者の心身の状況等を踏まえたうえ、サービス終了後の生活に向けた 支援をお願いします。

Ⅱ-3 サービス提供事業者が行うこと

いきいき支援センターが居宅介護支援事業者に委託して実施する場合等もあるため、必要に応じて「いきいき支援センター」を「担当ケアマネジャー」に読み替えてください。

(1) いきいき支援センター等との連絡・調整

いきいき支援センター等から「ケアマネジメント結果等記録」の内容について確認が入りますので、利用者の状況等に関する情報(利用者の心身の状況、置かれている環境及び課題や目標等)について共有を図り、認識を揃えるようにしてください。

(2) 利用者等から各書類を受領・利用対象者の確認

利用者が持参する<u>ケアマネジメント結果等記録(写)、介護保険被保険者証、介護保険</u> <u>負担割合証</u>により、運動型通所サービスの利用対象者であること、また、利用者負担額等 を確認します。

- ※ケアマネジメント結果等記録(写)は、いきいき支援センター又はいきいき支援センターが業務を委託している居宅介護支援事業者から届く場合もあります。
- ※介護保険被保険者証の要介護状態区分等に「要支援 1」「要支援 2」「事業対象者」のいずれかが記載されており、認定の有効期間内であることを確認してください。

(3) 契約の締結

利用者に、事業者の運営規程の概要について説明します。

あわせて、サービスの内容、営業日、利用料などの重要事項、個人情報の利用に関する 事項について説明し、サービス提供内容等の理解を得たうえで、利用者から同意を得ます。 また、利用者と事業所で契約書(2通)を取り交わし、利用者と事業者双方で保管しま す。あわせて、ケアマネジメント結果等記録(写)も保管します。

<作成書類> ※参考様式は「NAGOYAかいごネット」に掲載しています。

- ・運動型通所サービス利用契約書(2通)
- ・運動型通所サービス重要事項説明書(1通)
- ·個人情報利用同意書(1通)

(4) 支援計画作成

ケアマネジメント結果等記録(写)を参考に、支援計画を作成し、利用者から同意(同意欄への署名)を得ます。支援計画の写しについて、利用者及びいきいき支援センターに 交付します。

<作成書類> ※参考様式は「NAGOYA かいごネット」に掲載しています。

・ミニデイ型・運動型通所サービス支援計画

※利用期間を延長する際には、支援計画の再作成は不要です。ただし、ケアマネジメ

ント結果等記録等が再作成された際(認定更新時等)には、支援計画の再作成が必要となります。

(5) サービス提供・記録・状況報告

ケアプラン、支援計画の内容を踏まえ、『介護予防マニュアル』(厚生労働省作成 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25277.html) に基づきサービスを提供します。毎回、問診等により体調確認を行ってください。開始時、3 ヶ月経過時、終了時にはアセスメントを実施します。(「(6) アセスメント」参照)。

サービスを提供したら、提供日・サービス内容・支払額・その他必要な事項を記録し、 保管します。

また、1か月に1回以上、利用者の状態、サービス提供状況について、いきいき支援センターに報告します(電話による報告も可能です。)

く作成書類>

・利用者ごとの提供記録 ※任意様式

(6) アセスメント

サービス開始時(初回利用時)、概ね 3 ヶ月経過時、サービス終了時にアセスメント表 (記入例は 10 ページ参照)に基づき、アセスメントを実施し、結果を記録します。

アセスメントの実施方法は『介護予防ガイド 実践・エビデンス編』(国立長寿医療研究センター作成 https://www.ncgg.go.jp/ri/topics/pamph/index.html) をご参照ください。アセスメント表の写しはいきいき支援センターに送付します。特に、基本チェックリストは利用期間の継続判断に必要となりますので、3ヶ月に1回忘れずに実施し、速やかにいきいき支援センターに送付してください(利用者の欠席等から、基本チェックリストの実施日が予定する日から前後することは差支えありません)。継続判断の結果はいきいき支援センターから連絡があります。

<アセスメント整理表>

	事前アセスメント	中間アセスメント	事後アセスメント	
実施時期	サービス開始時 (初回利	概ね3ヶ月経過時(継続	サービス終了時 (継続判	
	用時。)	判断の結果、サービス利	断の結果、継続できず終	
		用が続く時。)	了となる時。)	
		※多少前後してもよい		
評価項目	基本チェックリスト、転倒アセスメント、体力測定(開眼片足立ち、歩行速			
	度、握力、Timed up & Go test)、主観的健康観			
関係する	介護予防改善加算	評価加算	評価加算	
加算			介護予防改善加算	

<作成書類> ※参考様式は「NAGOYA かいごネット」に掲載しています。

・事前・事後・中間アセスメント表(基本チェックリスト、転倒アセスメント含む)

◆効果判定にご協力いただける場合の基本チェックリストの取扱いについて(任意)

- ・新規指定時に高齢福祉課から送付されたマークシート式の基本チェックリストを用いて実施(開始時、中間、終了時)。
- ・2部写しを準備し、1部は保管、1部はいきいき支援センターに送付する。
- ・原本は複数人分まとめて高齢福祉課に提出する(年に1回程度)。
- ・ご提出いただいた基本チェックリストは、市にて事業の効果検証に活用する。

(7) 利用料の請求

利用者に対し、サービスの利用料として報酬の1割、2割又は3割分の請求をし、費用を受領します。

事業者は、残りの9割、8割又は7割分を国民健康保険団体連合会(国保連)に、サービス提供月の翌月10日までに介護予防・日常生活支援総合事業費請求書、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書を作成のうえ、請求します。審査の後、サービス提供月の翌々月3日に審査結果、19日頃に支払通知が送付され、25日に支払が行われます。

く作成書類>

- 介護予防・日常生活支援総合事業費請求書
- 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
- ・ (必要に応じて)領収証

※国保連への請求は原則インターネットによる伝送または電子媒体による請求となり、 専用のソフトウェア(有料)が必要となります。詳細は国保連または民間の請求ソフトの取扱会社にお問い合わせください。

(8) サービス終了後について

運動型通所サービスは、原則6か月間で、運動機能の維持向上を図り、運動習慣を身につけていただき、サービス終了後に状態が改善された方については、地域の高齢者サロン等の住民主体の通いの場を通じて運動等をしていただくなど平素の日常生活の中で自主的・継続的な介護予防活動につなげてもらうことを目標としています。

利用者のサービス利用期間の終了に当たっては、いきいき支援センター等の担当者と 連携し、サービス提供時における利用者の心身の状況等を踏まえたうえ、サービス終了 後の生活に向けた支援をお願いします。

事前・中間・事後アセスメント表記入例【運動型通所サービス】						
	区	いきいき支援も	ンター	担当都 ———	á	様
作成日	1	年 月 日			事業所名 作成担当者	
被	介護保険 保険者番号		利用者	氏名		
	区 分		要支	援1 •	要支援2 • 事業分	村象者
1	事業評価日		車業間#		年 月	日)
目標	点数については、基本チェックリストの「はい」又は「いいえ」から点数化したものを記入する。 点数の把握のために、以下の基本チェックリストを活用ください。 【事業者向けNAGOYAかいごネット→総合事業・いきいき支援 センター関係→ミニデイ型・運動型通所サービス→「運動型アセス メント参考様式」】					
 主	観的健康感		よい・ま	あよい・ふ	、つう・あまりよくない	
基本 チェッ? スト	クリー ^(冉掲) 1~20項日		点 測	m未満の J定区間以	場合は、実測値(C J外に予備路が別途。 動省作成『介護予防	定区間に○をつける。 m)を記入する。 必要。 ガイド 実践・エビデンス編』付録
転倒り	スクアセスメント		点			
	開眼片足立ち	右・左			秒	サロンの参加状況、 終了後の状況等を 連絡事項 記入してください。
	歩行能力	距離 3m未清	责(m	n) • 3m	• 4m• 5m	(把握している範) 囲で結構です)
		通常	秒 最大		秒	
体力	握力	右・左	下記の教示! 画党・前方:	に従い歩	まいてもらいます。 このかっていつもも	まいているように歩いてください。
測定	TUG	ĹĴ	最大:前方(カーつに	に向かってできるだ	だけ速く歩いてください。
	その他 ()・					
上記の項目以外の項目で運動機能を測定した場合、()内にその項目を記入する。						

Ⅲ. 利用期間について

<当初の利用期間>

● 利用期間は原則 6 ヶ月間 (24 回以上)です。利用期間内であれば、回数が 24 回を超えても構いません。事業所の休業日等により、6 ヵ月以内に 24 回以上のサービス提供が計画できない場合は、6 ヶ月を超えて期間を計画することができます。

(例) 開始日:6/4 24回目:11/12 → 期間:6/4~12/3

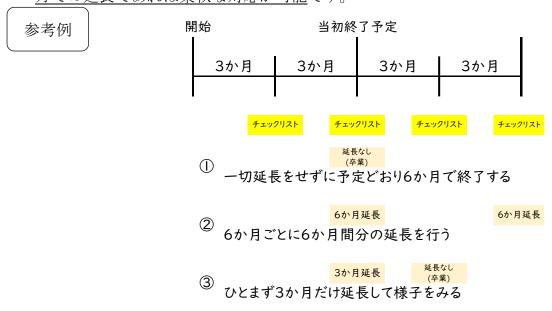
● 利用期間中に事業所を変更しても構いません。この場合、利用期間の残りを次の事業 所が引き継ぎます。

く振替について>

利用回数は原則週1回ですが、利用者が欠席(予定)の場合、利用予定日の<u>前後1週間以内(利用期間内)</u>であれば振替可能です。ただし、<u>事業所の営業日での振替</u>に限り、振り替えたことにより利用定員を超過することがないようにしてください。

<継続判断について>

- 令和7年9月末までは、3か月ごとの基本チェックリストを「更新判定」として活用し、 2回連続で「更新不可(事業対象者相当でない)」となった場合、一律にサービスを卒業 する取扱いでした。
- 令和7年10月からは、基本チェックリストは3か月ごとに実施するものの、2回連続の 更新不可判定で一律にサービスを卒業とするような線引きは行いません。
- 3 か月ごとの基本チェックリストの結果等を踏まえ、利用期間を延長するかどうかについてケアマネジャーを中心に検討してください。
- 利用期間の延長は、残り期間が3か月もしくは6か月となる期間設定としてください。
- 想定される参考例を下図に示します。なお、<u>この例以外でも、残り期間が3か月か6か</u>月での延長であれば柔軟な対応が可能です。



Ⅳ. 報酬単価について

必ず「名古屋市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領」をご確認ください。1単位の額は通所介護(予防専門型通所サービス)と同様、10.68円です。

運動型通所サービス費 (基本報酬)

256単位/回

利用者1人について、運動型通所サービスを1回提供するごとに算定可能。

		自己評価・ユーザー評価参加加算	20単位/1月あたり		
,	質	運動型通所サービス指定事業所が、名介研(名	古屋市介護サービス事業者連絡		
	算定要件	研究会) が実施する名古屋市介護サービス事業者	自己評価・ユーザー評価事業を		
,	安 件	前年度において実施した場合、利用者1人につき算定可能。			
		※ 自己評価・ユーザー評価事業とは、サービス事業を	皆が自らのサービスの質の向上を図		
	留	る手段として、また、利用者が介護サービス事業者	音を選択する際の指標とするため、		
	留意事項	名古屋市が名介研と共催して実施している事業です	ト。事業の参加にあたっては、名介		
	項	研に申請手続きを経た上で利用者に対してアンケー	- トを行うものです。		
		※ 当年度の実施ではなく、前年度実績により算定可	能となります。		

評価加算

256単位/評価時 (3か月ごと)

算定要件

利用者1人につき、サービス開始日から3か月経過時ごと(中間アセスメント)及びサービス終了時(事後アセスメント)において、サービス利用者の日常生活の状況や心身の状態等を把握するための所定の評価を実施した場合に算定可能。

【所定の評価項目】

- ・主観的健康観 ・基本チェックリスト ・転倒リスクアセスメント
- ・体力測定(開眼片足立ち、歩行能力、握力、TUG (Time Up & Go)等)
- →アセスメント表に結果を記入
- ※ 評価することで算定できる加算です。利用者の状態像(改善、悪化などの状態)は関係ありません。
- ※ 評価を実施した日の属する月分として請求します。

留意事

項

- ※ 中間アセスメント時の評価加算は、<u>おおむね3か月経過時</u>ごと(3か月経過時から多少前後しても構いません。)に実施した評価について算定します。
- ※ 事後アセスメント時の評価加算は、<u>利用期間の最終日に実施した評価について算定</u>します。(利用者が最終利用日に利用しないことがあらかじめ分かっている(最終利用日に利用するか分からない)ため、前の週の利用日に実施した評価では、評価加算を算定することはできません。なお、最終利用日の振替日であれば算定可能です。)

介護予防改善加算

利用者1人につき、サービス終了時において、下記条件ア、イを<u>いずれも</u>満たす場合に算定可能。期間を延長する場合の6ヶ月目には算定不可です。

- (ア)事前アセスメントと事後アセスメントを比較し、①基本チェックリストの質問事項1から20までの回答を合計し、該当項目数(機能の衰えを認める項目)が1コ以上減少しており、かつ②質問事項6から10までの回答を合計し、該当項目数が増加していないこと。(個々の項目についての前後比較ではなく、合計数での前後比較です。)
 - 例1) 事前アセスメント 質問事項 1-20:10コ / 6-10:3コ 事後アセスメント 質問事項 1-20:9コ / 6-10:3コ ⇒ 条件アを満たします。
 - 2) 事前アセスメント 質問事項 1-20:10コ / 6-10:3コ 事後アセスメント 質問事項 1-20:10コ / 6-10:3コ ⇒ 条件アを満たしません。
- (イ) サービス提供終了後1か月間、予防専門型通所サービス・ミニデイ型通所サービスいずれのサービスも利用しないこと。(加算を算定した場合、サービス提供終了日から1か月間は、予防専門型通所サービス又は運動型通所サービスは利用できません。)

【サービス提供月数】

サービス提供開始日から1ヵ月経過時までを1ヵ月として、以降同様に考え、 最大6ヶ月とする。期間更新をしている場合は6ヶ月として算定する。

- ※ 介護予防改善加算は、評価加算を算定していなくても算定できます。(最終利用日に利用者が参加せずに評価ができなかった(評価加算が取れなかった)としても、別日(利用期間終了後でも可。なお、利用期間終了後ですので、運動型通所サービス費の算定はできません。)に実施した基本チェックリストを用いて、上記条件を満たすか判定することができ、条件を満たせば介護予防改善加算を算定できます。)
- ※ 評価を実施した日(評価を実施できなかった場合は、基本チェックリストを実施した日)の属する月分として請求します。(評価を実施できずに利用期間終了後に基本チェックリストを実施した場合、基本チェックリストを実施した日の属する月分として請求せずに、利用期間終了日の属する月分として請求します。)
- ※ ミニデイ型通所サービスにおいても、同じ名称の加算がありますが算定要件が異なりますので注意してください。

留意事

項

算定要件